

# 令和5年度 兵庫県会計年度任用職員（技術支援員）採用選考案内

- ・受付期間 令和5年7月18日（火）～令和5年7月31日（月） [必着]
- ・書類審査結果 令和5年8月 2日（水）発送
- ・面接試験日 令和5年8月 9日（水）午前中
- ・任用期間 令和5年9月 1日（金）～令和6年3月31日（金）
- ・勤務場所 兵庫県立工業技術センター（神戸市須磨区行平町3-1-12）

## 1 募集職種、採用予定人員等

職名	採用予定人員	主な職務内容	受験資格	勤務形態
技術支援員	1名	企業の相談窓口（ハローテクノ）における来所、電話、メール等の利用者への問い合わせ対応や技術相談内容に応じた各分野の研究者への橋渡し	大学理学部や工学部などの理系学部の学士取得者以上	週29時間 (原則7時間15分×週4日)

## 2 受験資格

- (1) 令和5年4月1日現在で18歳以上の方（年齢の上限はなし）
- (2) 任用の日に兵庫県立工業技術センターに勤務可能な方
- (3) 地方公務員法第16条に規定する欠格条項のいずれにも該当しない方
  - ア 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまでまたはその執行を受けることがなくなるまでの者
  - イ 兵庫県において懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から2年を経過しない者
  - ウ 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法またはその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、またはこれに加入した者
- (4) 平成11年改正前の民法の規定による準禁治産の宣告を受けていない者（心神耗弱を理由とするもの以外）
- (5) 下記の受験資格を有する者
  - ア 大学理学部や工学部などの理系学部の学士取得者以上
  - イ 研究・技術開発等に携わった履歴を持つことが望ましい。

## 3 選考方法

- (1) 選考方法  
書類審査及び面接試験による選考
- (2) 書類選考結果  
令和5年8月2日（水）頃に郵送
- (3) 面接選考
  - ① 日時  
令和5年8月9日（水）※試験時間は書類審査後、書類審査合格者に、別途お知らせします。
  - ② 場所  
兵庫県立工業技術センター内 会議室  
〒654-0037 神戸市須磨区行平町3-1-12 TEL: 078-731-4192

## 4 申込先及び申込方法

下記まで持参又は郵送で市販の履歴書（写真を貼付したもの）を提出してください。  
兵庫県立工業技術センター総務部（技術交流館 1 階）[TEL:078-731-4192]

郵送の場合の送付先住所…〒654-0037 神戸市須磨区行平町 3-1-12

## 5 合格発表

- (1) 書類審査結果：令和 5 年 8 月 2 日（水）発送  
（8 月 8 日までに到着しない場合は電話で連絡して下さい。）
- (2) 面接審査結果：令和 5 年 8 月 10 日（木）までに発送  
合格者のみ電話及び郵送。

## 6 採用予定時期

採用日は原則として令和 5 年 9 月 1 日（金）です。

## 7 任用期間

令和 5 年 9 月 1 日～令和 6 年 3 月 31 日（採用された年度の末日）までです。  
（勤務実績に基づく能力実証等により、4 回を上限に再度の任用を行う場合があります。）

## 8 勤務条件等

- (1) 基本報酬（地域手当に相当する報酬を含む）  
月額 154,300 円～217,700 円  
※報酬額の算定は、国、地方公共団体等公共的団体の職歴により個別に決定します。  
なお、報酬額の個別照会には応じられませんのでご了承ください。  
※基本報酬の額は、正規職員の給与改定をうけて変更されることがあります。
- (2) 加算報酬  
地域手当に相当する報酬の他、勤務の内容・実績に応じた手当に相当する報酬の支給あり。
- (3) 期末手当  
年間計 1.2 月（12 月期 1.2 月（在職期間に応じた割り落としあり））  
※ 任期が 6 カ月以上、勤務時間が週 15 時間 30 分以上の方が対象  
※ 期末手当の支給月数は正規職員の給与改定を受けて変更されることがあります。
- (4) 通勤交通費  
正規職員に準じて、実費相当分を支給します。（支給限度額の設定あり）
- (5) 勤務時間  
週 29 時間（原則 7 時間 15 分×週 4 日）
- (6) 休暇  
年次有給休暇（時間単位の取得が可能）  
その他、任用条件に応じた各種休暇（有給・無給）あり
- (7) 条件付採用  
改正地方公務員法（令和 2 年 4 月 1 日施行）第 22 条第 1 項及び第 22 条の 2 第 7 項の規定に基づき、採用は条件付とし、採用後 1 月間を良好な成績で勤務したときに会計年度任用職員として正式採用となります。

## 9 その他

- (1) 受験資格がないこと又は記載した書類や口述した内容に虚偽や不正があることが判明した場合は、合格を取り消します。
- (2) 資格、免許を必要とする募集区分を「取得見込み」で受験した方が、資格、免許を取得できなかった場合には採用されません。
- (3) 地方公務員法に基づく一般職の地方公務員としてサービスの規定が適用され、かつ、懲戒処分等の対象となります。
- (4) パートタイムの会計年度任用職員は、営利企業への従事(兼業)を行うことができます。ただし、兼業についての届出が必要になるとともに、以下のような場合に該当しないよう注意してください。
  - ・ 兼業先の業務が、信用失墜行為にあたるおそれがある場合。
  - ・ 兼業先の業務が、公務の公正な遂行を害するおそれがある場合。
  - ・ 兼業先の業務が、職務の遂行に支障を来すおそれがある場合。
- (5) 組織改編等により、配属先や業務内容に変更が生じることがあります。
- (6) 日本国籍を有しない方も応募できますが、就職が制限される在留資格の場合には採用されません。